

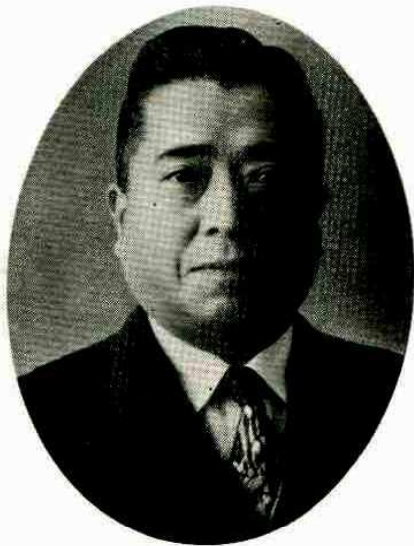
福岡県市町村合併史



福岡銀行調査室 贈寄殿



現知事
鵜崎多一



前知事
土屋香鹿



元知事
杉本勝次



前福岡県町村合併促進審議会々長
現福岡県新市町村建設促進審議会々長
柿原種雄



元福岡県町村合併促進審議会々長
吉田繁

序

昭和二十八年以来全国的に行なわれてきた町村合併は明治の新政府が市制、町村制の施行に先んじて断行した町村の大合併以来の大事業であって、わが国の地方自治制度上においては全く画期的なものであった。

これは、地方自治の基盤を強化し、その組織及び運営を合理的且つ能率的にして、住民の福祉を増し、もって地方自治の本旨の実現に資することを目的としたものに他ならない。

幸にして今次の町村合併は、市町村長及び議会議員その他関係者の御努力と住民各位の深い御理解と御協力によって、幾多の障害を打破して所期の目的を達成することができたのであって、衷心より敬意と謝意を表する次第である。

しかしながら、この輝かしい成果の陰に永い伝統につちかわれた旧町村への愛着を断ち切らなければならなかった住民各位の心情と、新しい市町村の今後の発展を念願しつつ進んでその職を退かれた多くの町村長、議会議員或いは職員のおったことを忘れることはできない。

今後は、再編成された市町村が拡大された地域と行財政力を活用して、真に基礎的地方公共団体として自主協同の精神の高揚を図りつつ、合併目的達成の実現に努力する必要がある。

全国的に展開されたこの歴史的町村合併の大事業もほぼ、所期の目的が達成され、昭和三十六年をもって打切られることになった。この機会に、合併により解消された町村の合併の経緯並びに国、県の町村合併に対する方針等を掲げて、永く後世に伝えるとともに、今後の地方自治発展のための資料として「福岡県市町村合併史」を刊行することとした。

本史が県勢伸張のための参考資料ともなれば望外の喜びである。

昭和三十七年一月一日

発刊のことば

昭和二十八年十月一日町村合併促進法が施行されて早や八年を経過し、全国的にも輝かしい成果を収めて昭和三十年六月二十九日をもってその使命を終え、ここに町村合併に終止符が打たれた。

その間、明治二十二年の町村の大合併以来の今次町村合併の大事業は着々と進捗し、全国的には当初計画を越える一〇七パーセントを達成する好成績を残した。本県においても合併計画に示された目標を九九、四パーセント達成し略々その目標を完了した。即ち、当時二六二を数えた県下の市町村は現在では一〇八に減少し、六二の新市町村が誕生し本県の市町村の地図も大きく塗り変えられることとなった。

かえりみれば、この八年の間、表面上は誠に輝かしい成果を収めながら終幕となったわけであるが、実際は、町村合併の促進に明け暮れたといっても過言ではない、合併の賛否をめぐる激しい意見の対立、抗争、深刻な分町問題の紛争等が幾度か惹起せられ、これらを調整し、斡旋し、また処理された町村合併促進審議会及び町村合併調整委員並びに県議会或いは直接にこれらを体験し処理に苦心された、各市町村議会及び執行部等県、市町村を通じ関係者の苦心は誠に筆紙に尽せないものがあつた、それだけに印象に残ることも少なくない。

このように随所に困難な事態が派生しながら進捗した町村合併の記録を、機会をみてまとめて置きたいということがかねてからの念願であつた。また、この歴史的な大事業も日時の経過と共に忘れがちであり、関係文書や記録なども散逸するおそれがあるので、合併の終結をまっしてそのてん末や真相を記録して一冊の本にまとめて、正確な資料の散逸防止を図り、あわせて市町村の変遷を明らかにして後世に残そうとするものである。

本書の発行にあたって各市町村から貴重な資料を寄せられ、名実共に内容を充実させていただいた御協力に対し、衷心から感謝の意を表する次第である。また、直接執筆の衝にあつた地方課員の御労苦を多とする。

昭和三十七年一月一日

福岡県市町村合併史目次

第一編 地方制度の変遷

第一章 市制町村制の施行に至るまで

- 第一節 江戸時代から明治維新まで……………一
- 第二節 大区、小区時代……………七
- 第三節 三新法時代……………一一

第二章 市制町村制の施行と町村合併

- 第一節 市制町村制法成立の経過……………一九
- 第二節 全国の町村合併実施状況……………二一
- 第三節 福岡県における町村合併実施状況……………二七

第三章 明治二十二年以後の町村合併

- 第一節 明治二十二年合併整理時代……………一七六
- 第二節 郡制廃止と町村合併……………一七七
- 第三節 その後の町村合併……………一七八

第二編 町村合併促進法制定以後の町村合併経緯

第一章 国における町村合併の推進

- 第一節 町村合併促進法制定に至るまでの経緯……………一七九
- 第二節 町村合併促進法の制定……………一九四
- 第三節 新市町村建設促進法の制定……………二三七
- 第四節 全国における町村合併の動き……………二六〇
- 第五節 町村合併促進法等の改正……………二九八
- 第六節 町村合併推進の打切り……………三四八

第二章 本県における町村合併の展開と結末

- 第一節 あらまし……………三五二
- 第二節 町村合併の準備……………三五九
- 第三節 町村合併の展開……………四七七
- 第四節 町村合併の仕上げ……………五一〇
- 第五節 町村合併に伴う争の処理……………五三三

第三編 合併市町村の概況

合併市町村ごとに

- 一、概況
 - 二、関係市町村の沿革
 - 三、合併を必要とした理由
 - 四、合併までの経緯
 - 五、新市町村名選定の理由
 - 六、事務所位置決定の理由
 - 七、合併条件
 - 八、関係市町村の三役と正副議長
 - 九、関係市町村の現況表
- 福岡市（福岡市、田隈村、香椎町、多々良町、臼佐村、那珂町、和白町、金武村、周船寺村、元岡村、北崎村）……………五四七
- 久留米市（久留米市、宮ノ陣村、山本村、草野町）……………五六七

八幡市 (八幡市、木屋瀬町、香月町)	五七三
直方市 (直方市、植木町)	五七七
田川市 (田川市、猪位金村の一部)	五八三
柳川市 (柳川市、昭代村、蒲池村)	五八七
山田市 (山田市、猪位金村の一部)	五九三
甘木市 (甘木町、安川村、秋月町、上秋月村、立石村、福田村、馬田村、蜷城村、三奈木村、金川村、高木村)	五九七
八女市 (福島町、川崎村、忠見村、岡山村の一部)	六〇五
筑後市 (羽犬塚町、水田村、古川村、岡山村及び古川村の一部、西牟田町)	六一三
大川市 (大川町、三叉村、川口村、大野島村、田口村、木室村)	六一一
行橋市 (行橋町、蓑島村、今元村、仲津村、泉村、椿市村、今川村、稗田村、延永村、抜郷村の一部)	六一九
豊前市 (八屋町、角田村、千束村、三毛門村、黒土村、横武村、合河村、岩屋村、山田村)	六三七
筑紫野町 (二日市町、御笠村、筑紫村、山口村、山家村)	六四三
太宰府町 (太宰府町、水城村)	六五一
那珂川町 (岩戸村、安德村、南畑村)	六五七
早良町 (入部村、脇山村、内野村)	六六一

篠栗町 (篠栗町、勢門村)	六六五
新宮町 (新宮町、立花村)	六七一
古賀町 (古賀町、青柳村、小野村)	六七五
久山町 (久原村、山田村)	六七九
粕屋町 (大川村、仲原村)	六八三
宗像町 (東郷町、赤間町、南郷村、河東村、吉武村、神興村の一部)	六八七
福岡町 (福岡町、上西郷村、神興村の一部)	六九三
津屋崎町 (津屋崎町、勝浦村)	六九九
玄海町 (田島村、池野村、岬村、神湊町)	七〇五
鞍手町 (剣町、西川村、古月村)	七一
宮田町 (宮田町、笠松村の一部)	七一五
若宮町 (若宮町、吉川村、笠松村の一部)	七二一
嘉穂町 (大隈町、千手村、宮野村、足白村)	七二七
筑穂町 (上穂波村、内野村、大分村の一部)	七三三
穂波町 (穂波村、大分村の一部)	七三九
杷木町 (杷木町、松末村、久喜宮村、志波村)	七四三
朝倉村 (朝倉村、宮野村、大福村)	七四九
前原町 (前原町、雷山村、怡土村、長糸村)	七五三
二丈村 (深江村、福吉村、一貴山村)	七五九
志摩村 (可也村、桜野村、小富士村、芥屋村)	七六七
吉井町 (吉井町、江南村、福富村、千年村、船越村の一部)	七七三
田主丸町 (田主丸町、水分村、筑陽村、水繩村)	七七三

竹野村、船越村の一部	七七九
浮羽町(姫治村、山春村、大石村)	七八五
北野町(北野町、弓削村、大城村、金島村)	七九一
小郡町(小郡町、味坂村、三国村、御原村、立石村)	七九七
大刀洗町(大堰村、本郷村、大刀洗村)	八〇三
善導寺町(善導寺町、大橋村、草野町の一部)	八〇九
城島町(江上村、青木村、城島町)	八一三
筑邦町(荒木町、安武村、下広川村の一部、大善寺町)	八一九
大木町(大溝村、木佐木村、大莞村)	八二五
三潞町(犬塚村、三潞村)	八三一
黒木町(黒木町、豊岡村、串毛村、木屋村、笠原村、大淵村)	八三五
上陽町(北川内村、横山村)	八四一
立花町(光友村、北山村、白木村、辺春村)	八四七
広川町(上広川村、中広川村、下広川村の一部)	八五三
瀬高町(瀬高町、東山村)	八五九
香春町(香春町、勾金村、採銅所村)	八六三
添田町(添田町、津野村)	八七一
苅田町(苅田町、小波瀬村、白川村)	八七七
犀川町(犀川町、城井村、伊良原村)	八八三
勝山町(諫山村、久保村、黒田村)	八八九
豊津町(豊津町、被郷村の一部)	八九五
椎田町(椎田町、八津田村、葛城村、西角田村)	九〇一

築城町(築城村、下城井村、上城井村)	九〇九
新吉富村(西吉富村、南吉富村)	九一五
大平村(唐原村、友枝村)	九一九

附 録

一、明治二十二年市制、町村制以後 年次別市町村廃置分合調	一
二、市町村変遷調	三一